

社会福祉法人 大阪市手をつなぐ育成会
大阪市天王寺区東高津町12-10
大阪市立社会福祉センターB1F
発行責任者 長谷川 美智代
TEL 06(6765)5621 FAX 06(6765)5623
<https://city-osaka-ikuseikai.or.jp>
定価 10円



大阪市手をつなぐ育成会 法人理念

障がいのある人が 安心して 心豊かに すごせるように

令和6年度 啓発キャラバン隊研修会が開催
されました

事務局長 飯塚 聡

9月3日に全国手をつなぐ育成会連合会の「令和6年度 啓発キャラバン隊研修会」が、東京都大田区での参集開催とオンライン配信がありました。

午前には全国手をつなぐ育成会連合会の又村常務により、「改正障害者差別解消法と啓発キャラバン隊活動」と題した基調講演と、千葉県の市川手をつなぐ親の会が組織している啓発隊の実演がありました。

基調講演の解説では“障がいがある人もない人も、お互いのことを理解・尊重して、嫌な思いをせずに気持ちよく暮らすことができる地域（共生社会）の実現を目指す法律で、「差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮」の実施を求める法律”とありました。

今年4月には障害者差別解消法が改正され、「合理的配慮」を提供しなくてはならない対象が変更となりました。具体には、従来では行政機関は配慮義務が課されており、民間事業者は努力義務とされていましたが、今年4月からは行政機関も民間事業者も配慮義務が課されることになりました。

障害者差別解消法では、障がいのある人が「合理的配慮」の提供を受けるためには、事業者（行政機関や民間事業者）に希望を伝えなくてはなりません。希望を申し出された事業者は、障がいのある人からの希望を100%叶えることができないにしても、事業者で対応可能な方法を、障がいのある人の納得を得られる配慮について建設的に話し合い、妥協点を見いだすことが必要になります。

それでは、合理的配慮と啓発キャラバン隊の活動が、どのように結びつくのかという点については、義務化された民間事業者では、合理的配慮の提供に

ついて従業員に教育されていくが、基本的には「見えやすい」障がいから対応され、知的障がいや発達障がいのように必要な配慮が「見えにくい」障がい特性や必要な配慮についても知ってもらう必要があることから、体験を中心として活動をしている啓発キャラバン隊の出番となるということです。

この状況については、宿泊業界に対して国が従業員向け研修ツールの作成に向け、アンケート調査を実施したところ、約70%の事業者で接遇研修を実施しておらず、研修に取り入れて欲しい事項としては、1位は多様な障がい特性と困りごと、2位は介助方法、3位がパニック時などの対応だったそうです。そのため宿泊業も含めた民間事業者への啓発については、ミスマッチが起こっているだけで需要は大きいということでした。

また、従来から市町村は障害者差別解消法や障害者総合支援法の法律上、障がいの啓発活動は責務とされていることから、市町村にアプローチすることは変わらないが、市町村に相談をする民間事業者にも繋いでもらえるのではないかとありました。

午後にはシンポジウムとグループワークがありました。

シンポジウムではテーマを「教えて！民間事業所への啓発のノウハウ」として、新潟市障がい者雇用支援企業ネットワーク“みつばち”、“福岡市手をつなぐ応援隊”、“大田区手をつなぐ育成会心のバリアフリーすすめ隊”からの取り組み発表がありました。

グループワークでは、これからやってみよう団体や既に取り組んでいる団体と、啓発プログラムの情報交換をすることができました。

一人でも障がい啓発の活動はできますが、もし少しでも興味がありましたら、当会の啓発チームに入って楽しく啓発活動を試してみませんか。